



2026年2月27日

各 位

会社名 株式会社 E T S グループ  
代表者名 代表取締役社長 上江洲 剛  
(コード番号 253A 東証スタンダード)  
問合せ先 経営管理部長 早川 潔  
電話番号 03-5957-7661

**親会社のアムス・インターナショナル株式会社と連結子会社の会社分割による  
事業の譲受に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、当社の親会社であるアムス・インターナショナル株式会社（以下、「分割会社」といいます。）が営む広島県における不動産管理事業（以下、「対象事業」といいます。）を、当社の連結子会社である E T S O K 株式会社（以下、「承継会社」といいます。）を承継会社とする会社分割（以下、「本吸収分割」といいます。）によって譲り受けることを、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本吸収分割の目的

当社グループは、2024年10月1日実施の株式移転前である、2023年12月26日に公表しました「中期経営計画の策定に関するお知らせ」の中で、不動産事業の業容拡大を検討することを掲げました。当社が営む「電気工事業」は、今後当社グループが成長する上での主力事業と位置付けておりますが、顧客要因及び環境要因により、収益及びキャッシュフローが著しく変動する特性も内在しております。当社が業容拡大を計画している「不動産関連事業」は、不動産管理及びホテル運営を中心とした、比較的安定的に収益及びキャッシュフローが得られる業態であり、「不動産関連事業」の構成比率を高めることにより、「電気工事業」における収益及びキャッシュフローの特性を補完していくことを目指しております。

このような状況のもと、このたび、分割会社が有する広島地区の不動産管理事業を譲り受けることにより、当社グループの「不動産関連事業」の業容を拡大するとともに、収益及びキャッシュフローの安定化を実現してまいります。

2. 本吸収分割の概要

(1) 本吸収分割の日程

①取締役会決議日（当社、分割会社及び承継会社）	2026年2月27日
②吸収分割契約締結日	2026年3月2日
③実施日（効力発生日）	2026年6月1日（予定）

(2) 本吸収分割の方式

分割会社を分割会社、承継会社を承継会社とする吸収分割といたします。

(3) 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割に際して、承継会社は分割会社に対し、本吸収分割の対価として400百万円の金銭を交付する予定です。

(4) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い  
該当事項はありません。

(5) 本吸収分割により増減する資本金  
本吸収分割による分割会社及び承継会社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務  
承継会社は、対象事業にかかる資産、債務、契約上の地位その他の権利義務のうち、吸収分割契約において定めるものを承継いたします。

(7) 債務履行の見込み  
本吸収分割において、効力発生日以降の承継会社が負担すべき債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

### 3. 本吸収分割に係る割当ての内容の根拠等

#### (1) 割当ての内容の根拠及び理由

本吸収分割の対価として承継会社が交付する金銭の額については、分割会社及び当社グループと利害関係のない外部の算定機関による対象事業の価値算定の結果を踏まえ、事業の将来性、収益性等を総合的に勘案し、当事者間での交渉・協議により、公正妥当な価格として合意に至ったものです。

#### (2) 算定に関する事項

本吸収分割に関して、以下の算定機関から、2026年2月21日付で対象事業の事業価値についての算定書を取得しております。

算定機関の名称	株式会社 Adxilia Consulting
分割会社及び当社グループとの重要な利害関係の有無	利害関係はありません。
算定方式	インカムアプローチ DCF (Discounted Cash Flow) 法
算定方法の採用理由	事業の将来収益獲得能力に基づき価値を評価する最も一般的かつ理論的な算定手法であると考えられるため。
算定結果の数値	428 百万円 (上下 10% : 385 百万円～471 百万円)
前提条件等	評価基準日 (2025 年 12 月 31 日) 時点の分割会社が有する対象事業の情報及び算定に用いた各種数値 (割引率等) の公表情報に基づく。 なお、算定の前提となる対象事業の財務予測に大幅な増減益を見込んでいない。

(3) 上場廃止となる見込み及びその理由  
該当事項はありません。

(4) 公正性を担保するための措置  
7. (1) を参照

(5) 利益相反を回避するための措置  
7. (2) を参照

4. 本吸収分割の当事会社の概要

	分割会社			承継会社		
①名称	アムス・インターナショナル株式会社			E T S O K株式会社		
②所在地	東京都豊島区東池袋1丁目15番12号			東京都豊島区東池袋1丁目15番12号		
③代表者の役職・氏名	代表取締役 徳原 榮輔			代表取締役 落合 聖也		
④事業内容	サブリース事業・土地建物の売買及び仲介等			マンション管理事業、建物設備メンテナンス事業他		
⑤資本金	100 百万円			30 百万円		
⑥設立年月日	1986年11月27日			1995年10月1日		
⑦発行済株式数	11,417株			600株		
⑧決算期	5月31日			9月30日		
⑨従業員数	120名(2025年5月31日現在)			98名(2025年9月30日現在)		
⑩主要取引先	各賃貸物件所有者、アムス・エステート株式会社			豊島区、アパホテル株式会社、首都圏不動産賃貸管理会社各社		
⑪主要取引銀行	三井住友銀行			三井住友銀行		
⑫大株主及び持株比率	徳原 榮輔 68.2%			株式会社E T S グループ 100%		
⑬上場会社と当該会社の関係						
資本関係	分割会社の出資比率と分割会社の密接な者の出資比率と併せて、当社への出資比率は 62.18%であります。			当社の出資比率は 100%であります。		
人的関係	当社の取締役1名が当該会社の取締役を兼任しております。また、当社の監査役1名が、当該会社の監査役を兼任しております。			当社の取締役1名が当該会社の取締役を兼任しております。また、当社の監査役1名が、当該会社の監査役を兼任しております。		
取引関係	当該会社より、社宅を賃借しております。			当該会社より、経営管理を受託しております。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の親会社であるため、当社の関連当事者に該当します。			当該会社は、当社の連結子会社であるため、当社の関連当事者に該当します。		
⑭ 直前事業年度の財政状態及び経営成績	2023年 5月期 (百万円)	2024年 5月期 (百万円)	2025年 5月期 (百万円)	2023年 9月期 (百万円)	2024年 9月期 (百万円)	2025年 9月期 (百万円)
純資産	4,369	4,873	5,432	265	344	409
総資産	12,151	12,052	13,539	378	518	528
1株当たり純資産(円)	382,726	426,887	475,799	442,374	574,844	682,299
売上高	9,232	8,605	8,637	535	984	1,041
営業利益	682	509	569	51	118	109
経常利益	671	798	830	51	130	110
税引前当期純利益	652	781	830	51	130	110
当期純利益	472	502	561	34	79	81

1株当たり当期純利益	41,343	44,008	49,195	57,456	132,469	135,289
1株当たりの配当金	円 —	円 —	円 —	円 —	円 27,833.33	円 171,666.67

## 5. 分割する事業部門の概要

### (1) 分割する事業部門の事業概要

分割会社が広島県で展開する賃貸管理業、マンション管理業及び内装工事業

### (2) 分割する部門の経営成績

	2023年5月期 (百万円)	2024年5月期 (百万円)	2025年5月期 (百万円)
売上高	1,020	1,050	1,072
営業利益	98	105	95
経常利益	101	110	101
税引前当期純利益	101	110	101

### (3) 分割する資産、負債の項目及び金額

資産合計：102百万円、負債合計：145百万円

上記の金額は2025年5月31日を基準に算定したものであり、実際に承継する資産・負債の金額は、上記の金額に本吸収分割の効力発生日前日までの増減を加味した数値となります。

## 6. 本吸収分割対価の資金調達方法

承継会社は、本吸収分割の対価支払いに必要な資金を、分割会社からの借入（以下、「本借入」といいます。）によって調達する予定です。借入の条件は以下の通りです。

金額	400百万円
利率	2.00%
借入期間	2026年6月1日～2031年5月31日
返済方法	四半期毎に元金均等返済
担保有無	無

## 7. 支配株主との取引等に関する事項

本吸収分割及び本借入は、支配株主との取引に該当します。当社は、支配株主と取引を行う場合における少数株主保護の方策に関する指針を特に定めておりませんが、全てのステークホルダーに対し、行動憲章に掲げた「良識と実践」に従い、公正かつ透明性のある取引及び経営を行っております。支配株主との利益相反取引となる場合その他少数株主に対する特別の配慮が必要となる取引等については、独立社外取締役の意見を聞き、取締役会においてこれを審議し決定しております。仮に、支配株主から様々な取引・要求があった場合でも、その影響を排斥し、自主独立の経営を行う事が出来る体制をとっております。

このように、当社は本吸収分割及び本借入の公正性を担保し、利益相反を回避すべく、以下の措置を実施しております。

(1) 公正性を担保するための措置

本吸収分割及び本借入（以下、「本件取引」といいます。）については、当社は以下の措置を講じております。

- ①当社は、本吸収分割の公正性を担保するための措置として、取引条件は、分割会社及び当社グループと利害関係のない算定機関による算定結果をもとに交渉、確認の上で決定しています。また、本借入の公正性を担保するための措置として、取引条件は、一般的な金利水準をもとに交渉、確認の上で決定しております。
- ②当社は、独立役員全員より本件取引の手続きの公正性に関する意見を取得しております。
- ③当社は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を定めていないものの、本件取引に関する交渉・協議に分割会社及び承継会社の役員を兼務する取締役は関与しておらず、また、取締役会決議は、分割会社及び承継会社の役員を兼務していない取締役のみによる決議において全員の賛成を得て可決されております。

(2) 利益相反を回避するための措置

本件取引については、当社は以下の措置を講じております。

- ①本件取引は、当社の親会社と当社の連結子会社の取引であることから「支配株主との取引」に該当する。そのため、支配株主との間に利害関係を有しない独立役員による「少数株主にとって不利益でないことに関する意見」を入手し、利益相反を回避するための措置を講じております。
- ②本件取引についての分割会社、承継会社及び当社の取締役会のいずれの決議においても、分割会社及び承継会社の役員を兼務する取締役1名は審議及び決議に参加しておりません。

(3) 独立役員による意見書の入手

本吸収分割及び本借入が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見書を、利害関係のない3名の独立役員（若狭正幸、後藤健志及び花崎尚文）から入手しております。その概要は以下のとおりであります。

意見書の目的及び背景	2026年2月27日開催の取締役会において、本件取引に対して、主に少数株主保護の観点から必要な検討及び質疑を行った上で、意見を述べるもの
意見・評価	取引目的（本吸収分割及び本借入）の合理性 結論：問題無し 理由：当社グループは、不動産関連事業の拡充を経営目標として進めており、その中核会社である承継会社が営む「不動産管理事業」の管理物件増加及び地理的拡大を通じて企業価値の向上を検討してきており、電気工事業の基盤を有する中国地方での事業展開も選択肢の一つであった。一方、首都圏を中心に不動産事業を展開する分割会社は、首都圏への事業集中による企業価値向上を進めており、今般、両社の利害が一致して本取引に至ったものであり、本吸収分割は取引目的の合理性を満たすものであると判断する。なお、同事業の譲受方法として、個別物件の契約関係を承継できる吸収分割方式は、事業の円滑な継承の観点から合理的な選択であると判断する。また本借入は、金利負担を考慮しても、承継会社の資金繰りに十分配慮したものであることから、取引目的の合理性を満たすものであると判断する。
	財務的な影響 結論：問題無し 理由：本吸収分割については、①取引規模が2025年9月末現在の当社連結純資産の11.6%にとどまり、財務規模に照らして軽微である。②本借入については、本吸収分割の対価として必要な資金を、分割会社から同額の借入れを行うものであるが、金銭消費貸借契約により定められた金額、借入利率、弁済期限及び返済方法等の取引条件は、一般的な金利水準をもとに交渉、確認の上で決定され、妥当な内容である。また、本借入により承継会社の手元資金への圧迫を緩和させるとともに、既存事業に対して資金的な影響を与えない。③法務デューデリジェンの結果から、重大な法的リスクの存在は確認されていない。④

	<p>財務デューデリジェンは現在実施中だが、現時点で、重大な簿外債務などの存在等は確認されておらず、もしその存在が確認された場合であっても、吸収分割契約書第6条に基づき、本吸収分割の対価が修正される取り決めになっている。⑤のれんが発生するものの、対象事業の収益力に基づく5～10年で解消可能である。⑥本吸収分割の対価は、合理的な事業計画に基づく将来キャッシュフローの見通しを踏まえて決定されており、投資回収可能性に重大な懸念は認められない。</p> <p>以上より、本件取引が当社グループの財務基盤に重大な影響を及ぼすものではないと判断する。</p>
手続きの公正性	<p>結論：問題無し</p> <p>理由：本件取引は、①取引規模が当社グループの財務状況に照らし軽微である。②支配株主と利害関係を有する取締役が本件取引の審議及び決議に参加していない。③取引条件が外部専門家（名称：株式会社 Adxilia Consulting、分割会社及び当社グループとの重要な利害関係無し）の DCF 算定結果の中央値である 428 百万円を基に、分割会社と交渉をした結果、400 百万円と決定されている。④外部専門家による DCF 算定の基になっている広島事業の事業計画は、現状の収益性に基づいて作成されており、合理的なものである。④当社の中期経営計画との整合性が認められる。</p> <p>以上より、本件取引は、手続き上の公正性が担保されたものであり、当社の少数株主の利益を不当に害するものではないと判断する。</p>
利害関係者への影響	<p>結論：問題無し</p> <p>理由：本件取引は、①取引規模が軽微であり、一般株主の利益に実質的影響を及ぼすものではない。②必要資金は分割会社から同額を借入れることによって賄う事から、手元資金を過度に圧迫するものではなく、既存債権者の利益を害するものではない。③既存従業員の雇用条件に変更は予定されておらず、取引先との契約関係にも実質的変更は生じない。④本吸収分割は外部専門家の算定結果に基づく合理的な条件で行われるものであり、支配株主に対する不当な利益供与に該当する事情は認められない。</p> <p>以上より、本件取引が当社グループの利害関係者に不利益を及ぼす事情は認められない。</p>
結論	<p>本件取引は、少数株主にとって不利益ではないことから、問題無いと判断する。</p>

#### 8. 今後の見通し

本吸収分割の完了に伴い、当社の当期連結業績において、売上高及び利益の計上が見込まれますが、その影響は軽微であります。今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示致します。

以 上